ガバメントクラウドに係る県・市町連携基盤整備計画策定業務に係る公募型プロポーザル応募要項

１　目的

本要項は、ガバメントクラウドに係る県・市町連携基盤整備計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、その手続について必要な事項を定める。

２　業務の概要

（１）業務名

ガバメントクラウドに係る県・市町連携基盤整備計画策定業務

（２）業務内容

別添「ガバメントクラウドに係る県・市町連携基盤整備計画策定業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

（４）履行場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課が指定する場所

（５）委託上限額

２，６００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（３）県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和７年山口県告示第２１４号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「コンピュータサービス」について業務の委託の特Ａ又はＡの等級に格付けされている者であること。

（４）この手続の開始の日から令和８年１１月２７日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

４　参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書（別記様式１）を提出すること。

（１）提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

（２）提出先

〒７５３－８５０１　山口県山口市滝町１番１号

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課行政ＤＸ推進班

ＴＥＬ：０８３－９３３－１３２７
Ｅ－ｍａｉｌ：gyosei-dx@pref.yamaguchi.lg.jp

（３）提出期限
令和８年１１月１６日（月）午後５時まで（必着）

（４）その他
この手続の開始時に、３（３）に掲げる資格審査について、その旨を参加表明書に明記すること。

５　質疑応答

質問がある場合は、質問書（別記様式２）を提出すること。

（１）提出方法
電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

（２）提出先
〒７５３－８５０１　山口県山口市滝町１番１号
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課行政ＤＸ推進班
ＴＥＬ：０８３－９３３－１３２７
Ｅ－ｍａｉｌ：gyosei-dx@pref.yamaguchi.lg.jp

（３）提出期限
令和８年１１月１０日（火）午後５時まで（必着）

（４）回答方法
令和８年１１月１２日（木）までに、質問書を提出した者及び個別の質問の場合を除き回答日までに参加表明書を提出した者に対して、電子メールにより回答する。
なお、回答の内容は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。回答後に参加表明書を提出した者に対しても、同一の回答内容を電子メールで送付する。

６　応募書類の提出

（１）提出書類
別紙１のとおり

（２）提出方法
電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

（３）提出先
〒７５３－８５０１　山口県山口市滝町１番１号
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課行政ＤＸ推進班
ＴＥＬ：０８３－９３３－１３２７
Ｅ－ｍａｉｌ：gyosei-dx@pref.yamaguchi.lg.jp

（４）提出期限
令和８年１１月１９日（木）午後５時まで（必着）

（５）その他
ア　提案は、１者につき１提案とする。
イ　提出期限後の応募書類の追加、修正等は認めない。

7　審査

（1）審査方法

ガバメントクラウドに係る県・市町連携基盤整備計画策定業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者を決定する。

（2）予備審査の実施

企画提案者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、予備審査（書類審査）を行う場合がある。その場合、予備審査で優秀な提案とされた企画提案者のみがプレゼンテーションに参加できる。

なお、予備審査の結果は、全ての企画提案者に対して、電子メールにより通知する。

（3）プレゼンテーションの実施

Ｗｅｂ会議方式により実施する。

（使用するＷｅｂ会議システムは、Microsoft Teams を予定。なお、担当者と調整の上、事前に接続テストを実施（別途通知）する。）

ア　日　時　令和８年１１月２７日（金）（予定）（詳細は別途通知）

イ　時　間　４０分程度（企画提案３０分以内、質疑応答１０分程度）

ウ　準備物　企画提案者側のＷｅｂ会議に必要な機材（パソコン、カメラ、マイク等）については、企画提案者において用意すること。

エ　その他　企画提案者が１者の場合であってもプレゼンテーションを実施し、審査委員会による審査を行う。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき実施するものとし、企画提案書に記載のない新たな提案及び追加資料の使用は認めない。

（4）審査基準

別紙２のとおり

（5）最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された企画提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

8　審査の結果

審査の結果は、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に対して、後日電子メールにより通知する。

9　最優秀提案者との契約

最優秀提案者を受託候補者として見積書を徴し、仕様書及び当該企画提案書の内容に基づく協議の上、契約を締結する。協議により企画提案の趣旨を損なう変更は行わない。

なお、協議が不調なときは、７（５）の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

10　失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）提出書類が期限までに提出されなかった場合

（2）提出書類に虚偽の内容を記載した場合

（３）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（４）この要項に違反すると認められる場合
（５）その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

11　その他留意事項

（１）企画提案書の作成その他企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
（２）この要項に基づき提出された書類は、返却しない。
（３）この手続の開始後に、３（３）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和８年１１月９日（月）午後５時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
（４）この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

12　問い合わせ先

〒７５３－８５０１　山口県山口市滝町１番１号
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課行政ＤＸ推進班
ＴＥＬ：０８３－９３３－１３２７
Ｅ－ｍａｉｌ：gyosei-dx@pref.yamaguchi.lg.jp

別紙１

ガバメントクラウドに係る県・市町連携基盤整備計画策定業務に係る公募型プロポーザル　応募書類

１　企画提案書

企画提案者は、企画提案書において以下の事項（詳細は別添仕様書参照）について提案すること。（様式は任意とし、ページ数の上限は設けないものとする。）

なお、追加提案を記載する場合は、貴社が提示する見積額の範囲内で実施すること。

（１）提案概要

提案コンセプト、業務実施における基本的な考え方等を記述すること。

（２）ガバメントクラウドに係る県・市町連携基盤整備計画策定業務

ガバメントクラウド上に整備する県・市町連携基盤の全体計画及び概要設計を策定するため、ガバメントクラウド、自治体情報システム標準化及び情報セキュリティに関する専門的知見を踏まえ、全体計画の策定、要件整理、共同利用方式の検討、関係者調整及びプロジェクト管理等について、内容を具体的に示すとともに、本県と受託者の役割分担及び協力体制に関する考え方を記述すること。

（３）実施スケジュール

業務内容及び履行期間を踏まえたスケジュールを具体的に提示すること。

（４）実施体制

本業務を確実かつ円滑に遂行するため、どのような人員配置を行い、体制を確保するのか具体的に記述すること。

（５）業務実績

本業務と同種の業務又は類似する業務に携わった業務の名称及びその内容について、支障のない範囲で記載すること。

（６）その他追加提案

本業務全般について、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の成果に資する貴社独自のアイデア等があれば追加提案すること。

２　会社概要

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるものとすること。（パンフレット等、既存のもので可）

３　参考見積書

本業務に係る所要経費を全て含めて、委託上限額の範囲内で見積書を作成すること（消費税及び地方消費税を含む）。なお、見積りの根拠となった単価及び工数を含む所要経費の明細を明示すること。

別紙２

審査項目及び評価基準

区分	審査項目	配点
基本コンセプト	○　提案のコンセプト業務の趣旨・目的に合致しているか。 ○　仕様書の内容を的確に捉え、本業務を効果的、効率的に実施するための具体的な提案がなされているか。	5点
業務遂行能力	○　十分な実施体制が取られているか。 ○　業務従事者の資格や実績等は十分か。 ○　進捗、課題、リスク及び関係者調整を適切に管理するための体制が示されているか。	5点
要件整理、概要設計及び運用保守方針の整理 ［仕様書 5.1、5.2、5.3、5.4 参照］	○　本業務の目的及びガバメントクラウドの特性を踏まえた要件整理の手法が提案されているか。 ○　ファイル連携基盤の概要設計について、実現性、拡張性及びセキュリティに配慮した内容となっているか。 ○　運用保守体制、役割分担、障害対応等について、具体的かつ実現可能な方針が示されているか。	20点
共同利用方式及び段階的拡張方針検討 ［仕様書 5.5 参照］	○　県・市町共同利用の効果及び課題を踏まえた共同利用方式の検討手法が提案されているか。 ○　参加団体の増加や利用範囲の拡大を見据えた段階的な拡張方針が示されているか。 ○　共同利用の推進条件及び課題が整理され、持続的な運営を見据えた提案となっているか。	30点
中長期的提案及び全体計画策定 ［仕様書 5.6、5.7 参照］	○　国の動向、ガバメントクラウド及び行政 DX の将来的な方向性を踏まえた提案となっているか。 ○　ファイル連携基盤を中心として、中長期的な発展性や活用可能性を考慮した提案となっているか。 ○　全体計画の内容が具体的かつ実現可能であり、次年度以降の事業化及び共同利用の推進に資するものとなっているか。	30点
その他（価格、追加提案等）	○　提案内容、実施体制及び成果物に対して見積額が妥当であるか。 ○　将来的な共同利用による経済性を考慮した提案となっているか。 ○　仕様書に定める内容に加え、成果の品質向上又は県・市町の負担軽減に資する独自かつ実現可能な追加提案があるか。	10点
合　　計		100点